

連結同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書

		連結事業年度	法人名	()			
当期留保金個別帰属額の計算	個別留保所得金額 (別表四の二付表「47の」)	1	円	個別所得金額仮計 (別表四の二付表「41の」)	20	円	
	連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の減少額として収入すべき金額	2		分割前事業年度等の欠損金の損金算入額 (別表四の二付表「8の」)	21		
	連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の負担額として支出すべき金額	3		受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八の二「26」)	22		
	住民税額	別表一の二(一)「5」、「7」及び「10の外書」のうち帰せられる金額	4		法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二付表「23の」及び「26の」)	23	
		個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	5		技術等海外取引の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十(一)「9」のうち帰せられる金額)	24	
		個別欠損金額に係る連結法人税個別帰属額	6		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額の個別帰属額 (別表十二「42」のうち帰せられる金額)	25	
	(4)+(5)-(6)-(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「14」-(別表六の二(五)付表「4」+「16」)-別表六の二(六)「15」-別表六の二(七)「22」-別表六の二(八)「22」-別表六の二(九)「16」-別表六の二(十)「23」-別表六の二(十一)「26」)	7		沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十(一)「18」又は「21」のうち帰せられる金額)	26		
	住民税額 (4)と(7)のうち多い金額× $\frac{30}{32} \times 20.7\%$	8		収用等の場合等の連結所得の特別控除額の個別帰属額(別表十の二「18」、「31」、「34」及び「37」のうち帰せられる金額又は「40」)	27		
	当期留保金個別帰属額 (1)+(2)-(8)又は(1)-(3)-(8))	9		肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十(六)「22」のうち帰せられる金額)	28		
連結親法人の期末資本の金額又は出資金額	10		特定子会社の子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額の個別帰属額	29			
同上の25%相当額	11		個別課税済留保金額 (別表十七(二)の二)「32」)	30			
期中増減	13		個別課税対象留保金額 (別表十七(二)「40」)	31			
期末連結個別利益積立金額 (12)+(13)-(14)	15		連結所得等個別帰属額 (20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)+(26)+(27)+(28)+(29)+(30)-(31)	32			
個別帰属利益積立金差額 (11)-(15)	16		留保金個別帰属額がある連結法人の連結所得等個別帰属額の合計額 (9)の金額がある連結法人の(32)の合計額)	33			
留保金個別帰属額がある連結法人の個別帰属利益積立金差額の合計額 (9)の金額がある連結法人の(16)の合計額)	17		課税連結留保金額の計算における連結所得等の金額 (別表三の二「24」)	34			
課税連結留保金額の計算における積立金基準額 (別表三の二「11」)	18		課税連結留保金額の計算における所得基準額 (別表三の二「25」)	35			
個別積立金基準額 (18)× $\frac{(16)}{(17)}$ と(18)のうち多い金額	19		個別所得基準額 (35)× $\frac{(32)}{(33)}$ と(34)のうち多い金額	36			
連結個別留保税額の計算				基準個別留保金額 (9)-((19)、(36)又は0)	37		
年3,000万円相当額以下の金額 (37)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額)	38	円	(38)の10%相当額	41	円		
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (37)-(38)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(38))のいずれか少ない金額)	39		(39)の15%相当額	42			
年1億円相当額を超える金額 (37)-(38)-(39)	40		(40)の20%相当額	43			
連結留保税額の個別帰属額の計算							
連結個別留保税額 (41)+(42)+(43)	44	円	連結留保税額 (別表三の二「36」)	46	円		
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(44)の合計額)	45		連結留保税額の個別帰属額 (46)× $\frac{(44)}{(45)}$	47			

別表三の二付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13（連結同族会社の特別税率）（平成15年改正前の措置法第68条の109第3項（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の特例）の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄のかつこの中に記載します。
- 2 「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の減少額として収入すべき金額2」の欄は、各連結法人の法第81条の18第1項第1号（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定の適用がないものとして同条の規定により計算した同項に規定する収入すべき金額を記載します。
- 3 「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の負担額として支出すべき金額3」の欄は、各連結法人の法第81条の18第1項第1号の規定の適用がないものとして同条の規定により計算した同項に規定する支出すべき金額を記載します。
- 4 「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額5」の欄は、各連結法人の法第81条の18第1項に規定する個別所得金額に令第155条の25第1号（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）の法人税の税率を乗じて計算した金額を記載します。
- 5 「個別欠損金額に係る連結法人税個別帰属額6」の欄は、各連結法人の法第81条の18第1項に規定する個別欠損金額に令第155条の25第1号の法人税の税率を乗じて計算した金額を記載します。
- 6 「特定子会社の子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額の個別帰属額29」の欄は、措置法第68条の105第1項（株式移転に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合において、同項に規定する子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額のうち各連結法人に帰せられる金額を記載します。